## 秋田県告示第575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 平成26年11月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

271 - 2004 - 2004					
道路の	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員	延長
種 類				(メートル)	(キロメートル)
	田	398号	湯沢市皆瀬字寄合畑27番1から字深沢16番4まで	9.00~32.60	0. 420
一般					
国道	新	398号	湯沢市皆瀬字寄合畑27番1地先から字深沢16番4	10.00~32.60	0. 420
			まで		

- 2 供用開始の期日 平成26年11月28日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成26年11月28日から同年12月11日まで